

中津市 令和7年度(令和6年分) 市県民税 申告の手引き

提出された申告書は、市県民税を算出する資料となるほか、国民健康保険税をはじめ各種保険、手当等の算定・軽減・判定・各種証明書などの基礎資料となります。
申告は、会場での受付もしくは郵送で受け付けております。会場での申告についての詳細は、2月1日号の市報またはホームページをご覧ください。

会場での申告

受付方法 ※例年午前中が大変混み合います。

当日に入場整理券を配布します。1日の受付人数に上限は設けませんので、受付時間内に来ていただければ、当日中に受け付けいたします。

受付時間 ※開場時間よりも早くお越しになるのはご遠慮ください。

【入場整理券配布開始及び開場】 9時

【申告受付】 9時30分～16時

郵送での申告

～会場の混雑緩和のためにも、
郵送での申告をご活用ください！～

ご自身で作成される場合

- ① **次ページ以降を参考に記入してください。**
- ② 申告書・チェックシート・添付書類を同封し郵送してください。
 - ※ 収入及び控除についての添付書類は必ず**写し**を添付してください。
 - ※ 所得控除を申告する際、添付書類の確認出来ない場合はその所得控除の適用が受けられません。

もし・・・書き方が分からない場合は

添付書類に基づき、申告を受付いたします。

- ① 申告書表面上部に、申告される方の現住所・氏名・生年月日・世帯主氏名・世帯主との続柄・個人番号・電話番号を記入してください。
- ② 下記のいずれかに該当がある場合は、申告書に記入してください。
 - ・ 配偶者や扶養控除 ⇒ 氏名・生年月日等を記入してください。
 - ・ 障害者控除 ⇒ 氏名・手帳の種類・障害の等級等を記入してください。
 - ・ 寡婦・ひとり親控除 ⇒ 該当区分にチェックしてください。
- ③ 申告書・チェックシート・添付書類を同封し郵送してください。
 - ※ 収入及び添付資料は必ず**写し**を添付してください。
 - ※ 所得控除を申告する際、添付書類の確認出来ない場合はその所得控除の適用が受けられません。

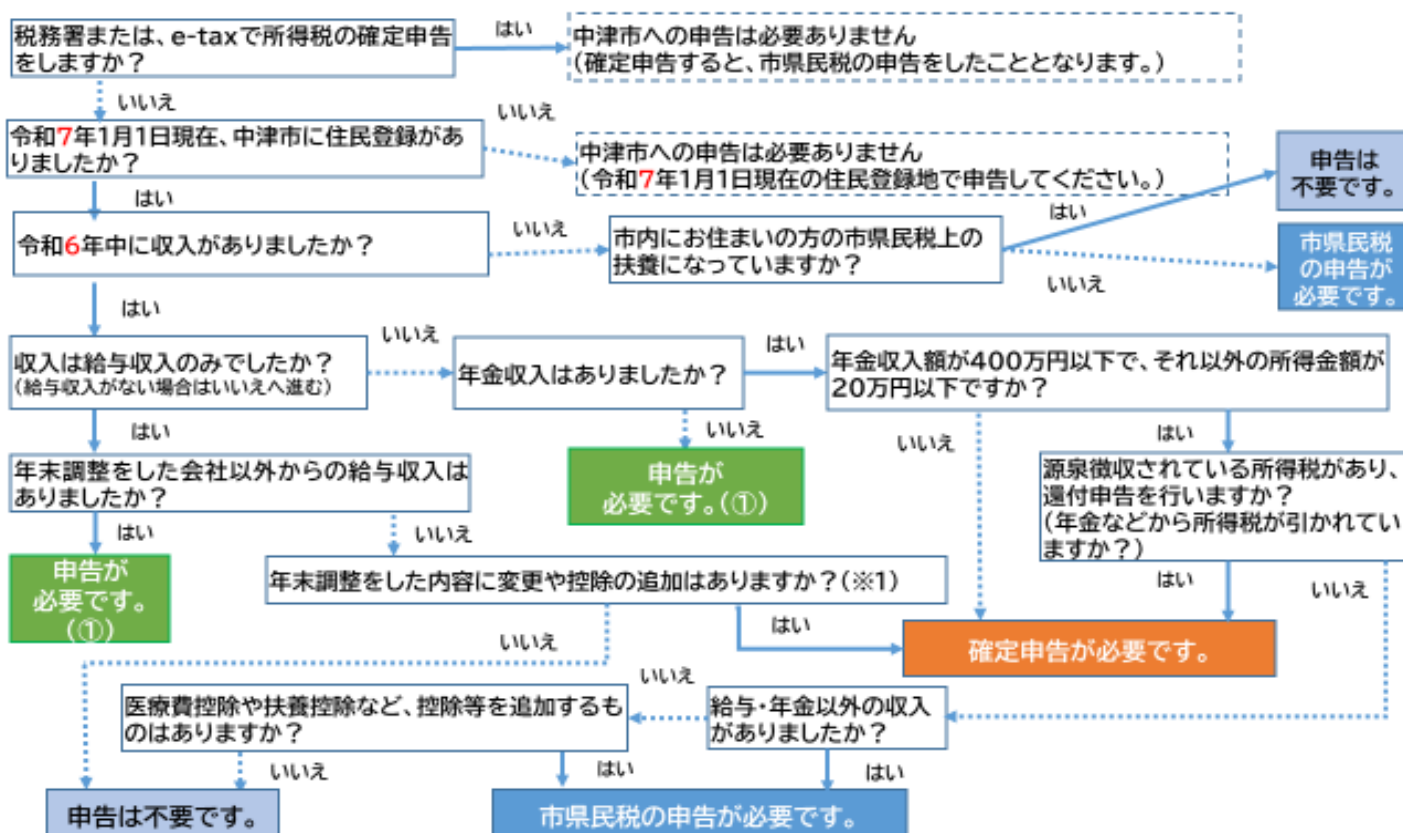
郵送での申告の方法

※申告会場は大変混雑します。郵送での申告もご活用ください。

- ・ 下記フローチャートを参考にして、「市県民税の申告が必要です」に該当した場合は、令和7年3月17日までに申告ください。
- ・ 郵送で申告をされる際は、申告書に必要事項を記入し、申告書・提出書類チェックシート・必要書類の写しを同封のうえ郵送してください。
- ・ 郵送される方で申告書の写し等の返送が必要な方は、その旨を申告書裏面の「所得のなかった方の記入する欄」の「5.その他」欄に記入し、返送先の住所・氏名を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。
- ・ 下記フローチャートで「確定申告が必要です。」に該当した場合は郵送で申告できません。「市県民税の申告が必要です。」に該当した場合、または「申告が必要です(①)」に該当し確定申告がない場合は郵送にて市県民税の申告が可能です。

申告要否フローチャート

このフローチャートは申告が必要かどうか、また郵送で市県民税の申告が可能かどうかの目安です。
市県民税の申告は、国民健康保険税をはじめ各種保険、手当等の算定・軽減・判定・各種証明書などの基礎資料となりますので、所得が無い方も市県民税の申告をしてください。ただし、遺族・障害年金や失業保険などの収入がある方も市県民税の申告が必要です。
確定申告とは、令和6年中の所得金額と控除額をもとに所得税(国税)の金額を求め、所得税の還付や納付が行われるものです。
市県民税の申告は、所得金額と控除額をもとに、市県民税(住民税)を計算するためのものです。
確定申告をされる場合は、市県民税の申告をしたものとみなされます。



- ①に該当した方は以下に当てはまる場合、**所得税の確定申告**が必要です。
- ・ 2ヶ所以上から給与の支払を受けていて、**年末調整されていない給与収入**と各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方。また、給与所得者で、給与以外の所得の合計金額が20万円を超える方
 - ・ 年末調整をした内容に変更や控除の付け足しをされる場合
 - ・ 営業・農業・不動産などの所得合計金額が所得控除(社会保険料控除・扶養控除など)の合計額より多い方
 - ・ 土地・建物・株式等を譲渡した方(上場株式等の申告不要制度を利用される方は、別途市県民税の申告(申告不要等申出書)が必要です。)
- ※1 ふるさと納税のワンストップ特例を申請されている方で、別途確定申告を行う場合は、寄附金控除として申告が必要です。

送付先 〒871-8501 中津市豊田町14番地3

お問合せ 中津市役所税務課市民税係

電話 0979-22-1116(直通) FAX 0979-22-3932

申告書の書き方

申告する方の現住所・氏名・生年月日・世帯主氏名・世帯主との続柄・個人番号・電話番号を記入してください。

令和7年1月2日以降に転出した方は1月1日現在の住所を記入してください。

1. 収入・所得金額の記入方法

申告書「(1)所得金額」の「A 収入金額」・「B 必要経費」・「所得金額(A-B)」に記入します。

営業等・農業・不動産

(添付書類:収支内訳書)

- 営業等
⇒小売業・飲食業・運輸業・修理業・サービス業などのいわゆる営業、作家・俳優・外交員・大工などの自由職業から生ずる所得です。
- 農業
⇒農産物の生産、果樹などの栽培・養蚕、農家が兼営する家畜等の飼育・酪農品の生産などから生ずる所得です。
- 不動産
⇒土地や建物、不動産の上に存する権利等から生ずる所得です。
※不動産の貸付けに際して受ける権利金、更新料、名義書換料等も不動産所得になります。

【計算方法】

「A 収入金額」-「B 必要経費」=「所得金額(A-B)」

「A 収入金額」

- ⇒ 令和6年中に収入があった金額です。(売上、持続化給付金など)
- ⇒ これには未収入金、現物収入、自家消費の商品、雑収入なども含まれます。

「B 必要経費」

- ⇒ 令和6年中に収入を得るために直接要した費用です。
- ⇒ これには販売した商品などの原価、雇人費、事業用固定資産などの地代・家賃、借入金の利子、修繕費、損害保険料、減価償却費などがあります。(生活費、所得税、市県民税などは入りません。)

利子

(添付書類:利子の明細)

国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得です。

【計算方法】「A 収入金額」=「A-B 所得金額」

配当

(添付書類:配当の支払通知書、特定口座年間取引書など)

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)や特定受益証券発行信託の収益の分配などの所得です。

※ 上場株式等の配当等については、申告分離課税を選択することができます。

※ 【計算方法】

「A 収入金額」-「B 必要経費」=「所得金額(A-B)」(配当所得の金額)

「A 収入金額」⇒令和6年中に収入することが確定した金額です。

「B 必要経費」⇒令和6年中に株式などの元本の所得に要した負債の利子の金額です。

給与

(添付書類:源泉徴収票)

給与、賃金、賞与、事業専従者給与など

※ 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方の金額がある場合や、給与等の収入金額が850万円を超える場合で一定の条件を満たす場合は、**所得金額調整控除**の適用が出来ます。

【記入方法】

- 「A 収入金額」
源泉徴収票の「収入金額」を記入してください。複数枚ある場合は、合算した金額を記入してください。
- 「所得金額(A－B)」
源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を記入してください。複数枚ある場合は、合算した収入金額を基に下記表を参照してください。
※給与所得の計算方法については下記の表を参照してください。

給与所得金額の計算（令和3年度以降）		
給与等の収入金額	給与所得金額	
～550,999	0	
551,000 ～ 1,618,999	給与収入－550,000	
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000	
1,628,000 ～ 1,799,999	給与収入÷4 (千円未満切捨) ＝a	a×2.4＋100,000
1,800,000 ～ 3,599,999		a×2.8－80,000
3,600,000 ～ 6,599,999		a×3.2－440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	給与収入×0.9－1,100,000	
8,500,000 ～	給与収入－1,950,000	

所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

該当する場合は、給与所得額から所得金額調整控除額を引いた金額を「所得金額(A－B)」に記入してください。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかの要件を満たす場合

- 本人が特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

【計算方法】

所得金額調整控除額(上限15万円)＝(給与等の収入金額(上限1,000万円)-850万円)×10％

2. 給与所得と年金所得の双方を有する場合

給与所得と公的年金所得があり、双方の合計額が10万円を超える場合

【計算方法】

所得金額調整控除＝{給与所得(上限10万円)＋公的年金等に係る雑所得(上限10万円)}-10万円

3. 上記「1」と「2」の両方に該当する場合

雑所得（添付書類：公的年金の源泉徴収票、個人年金支払通知書支払調書など）

- 公的年金等
⇒ 国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金額など
※ 遺族年金、障害年金は非課税なので、裏面下「所得のなかった方の記入する欄」へご記入ください。
【記入方法】
 - ・ 「A 収入金額」
源泉徴収票の支払金額を記入してください。複数枚ある場合は、合算した金額を記入してください。
 - ・ 「所得金額(A－B)」
「A 収入金額」で計算した金額を基に、下記表を参照して所得金額を記入してください。
※ 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円が控除額から引き下げられます。
- 業務に係る雑所得
⇒ 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得、シルバー人材分配金など
【計算方法】
「A 収入金額」－「B 必要経費」＝「所得金額(A－B)」
- その他
⇒ 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金など上記以外のものによる所得
【計算方法】
「A 収入金額」－「B 必要経費」＝「所得金額(A－B)」

公的年金等に係る雑所得の金額（令和3年度以降）

年齢	公的年金等の収入金額（b）（円）	公的年金等に係る雑所得の金額（円）
65歳未満	～ 600,000	0
	600,001 ～ 1,299,999	b－ 600,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	b × 0.75－ 275,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	b × 0.85－ 685,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	b × 0.95－ 1,455,000
	10,000,000 ～	b－ 1,955,000
65歳以上	～ 1,100,000	0
	1,100,001 ～ 3,299,999	b－ 1,100,000
	3,300,000 ～ 4,099,999	b × 0.75－ 275,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	b × 0.85－ 685,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	b × 0.95－ 1,455,000
	10,000,000 ～	b－ 1,955,000

総合課税の譲渡（添付書類：譲渡の明細書）

- ゴルフ会員権や金地金、機械、漁業権、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得
- 短期…保有期間が5年以内の資産の譲渡
 - 長期…保有期間が5年を超える資産の譲渡

一時所得（添付書類：満期返戻金支払通知書、解約返戻金支払通知書など）

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金など
詳細については、お問合せください。

所得控除(所得から差し引かれる金額)の記入方法

申告書の「(2)所得から差し引かれる金額」に記入します。

配偶者(特別)控除・同一生計配偶者(申告書①) 添付書類(収入がある場合のみ配偶者の源泉徴収票など)

下記条件に当てはまる配偶者がいる場合に適用できる控除です。
※令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、生計を一にしていることが適用条件です。ただし、合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用されません。
【記入方法】氏名・生年月日・個人番号を記入してください。
配偶者特別控除を適用する場合は、配偶者の合計所得金額も記入してください。
【控除額】下記表を参照してください。

			納税（義務）者の合計所得金額 （給与と所得だけの場合の給与と所得者の給与）						【参考】	
			900万円以下 （1,095万円以下）		900万円超 950万円以下 〔1,095万円超 1,145万円以下〕		950万円超 1,000万円以下 〔1,145万円超 1,195万円以下〕		配偶者の収入が給与 所得だけの場合の配偶者 の給与等の収入金額	
			所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税		
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下		38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	103万円以下	
		老人控除対象配偶者	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円		
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 480,001～950,000		38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下	
	950,001 ～ 1,000,000		36万円		24万円		12万円		1,500,000 円超 1,550,000 円以下	
	1,000,001 ～ 1,050,000		31万円		21万円		11万円		1,550,000 円超 1,600,000 円以下	
	1,050,001 ～ 1,100,000		26万円		18万円		9万円		1,600,000 円超 1,667,999 円以下	
	1,100,001 ～ 1,150,000		21万円		14万円		7万円		1,668,000円以上 1,751,999円以下	
	1,150,001 ～ 1,200,000		16万円		11万円		6万円		1,752,000円以上 1,831,999円以下	
	1,200,001 ～ 1,250,000		11万円		8万円		4万円		1,832,000円以上 1,903,999円以下	
	1,250,001 ～ 1,300,000		6万円		4万円		2万円		1,904,000円以上 1,971,999円以下	
	1,300,001 ～ 1,330,000		3万円		2万円		1万円		1,972,000円以上 2,015,999円以下	
	1,330,001 ～		配偶者控除・配偶者特別控除適用無し						2,016,000円以上	

扶養控除(申告書②) 添付書類(収入がある場合のみ配偶者の源泉徴収票など)

あなたに扶養親族がいる場合に適用できる控除です。
※令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にしている配偶者以外の親族等であり、令和6年1月1日から12月31日までの合計所得金額が48万円以下であることが適用条件です。
【記入方法】氏名・続柄・区分・生年月日・個人番号を記入してください。
【控除額】下記表を参照してください。

扶養控除		所得税	住民税
一般の扶養親族(16歳以上)	H21.1.1以前に生まれた方	380,000	330,000
特定扶養親族(19～22歳)	H14.1.2～H18.1.1以前に生まれた方	630,000	450,000
老人扶養親族 (S30年1月1日以前に生まれた方)	同居老親等以外	480,000	380,000
	同居老親	580,000	450,000

障害者控除(申告書③) 添付書類(障害者手帳の写し、障害者控除認定書など)

あなたや控除対象配偶者・同一生計配偶者・扶養親族が障害者や特別障害者である場合に適用できる控除です。該当の方の氏名・手帳の種類・障害の等級・個人番号を記入してください。

※ 令和6年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等各種手帳を所持している方、精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市から認定を受けている方、後見登記されている成年被後見人等が対象です。

【記入方法】 該当の方の氏名・区分を記入し、特別障害者の方は、氏名を○で囲んでください。

【控除額】 下記表を参照してください。

控除の種類			所得税	住民税
障害者控除	一般の障害者	… 療育(知的)B、精神2級～、身体3級～	270,000	260,000
	特別障害者	… 療育(知的)A、精神1級、身体1・2級	400,000	300,000
	同居特別障害者	… 療育(知的)A、精神1級、身体1・2級	750,000	530,000

寡婦・ひとり親控除(申告書④) 添付書類(なし)

あなたが令和6年12月31日現在、ひとり親又は夫と死別もしくは離婚した後に婚姻していない人か、夫の生死不明の方の場合、一定の要件を満たせば適用できる控除です。

【記入方法】 あてはまるものにチェックをいれてください。

【計算方法】 下記表を参照してください。

いずれの場合も、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外です。

寡婦・ひとり親控除		所得税	住民税
ひとり親控除	● 性別や婚姻歴にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計が同じである子がいる方。 ● 合計所得金額が500万円以下の方。	350,000	300,000
寡婦控除	● 合計所得金額が500万円以下の方 ● 次のいずれかに該当すること ◆ 夫と離婚した後婚姻していない方で、合計所得金額が48万円以下の生計が同じ、子以外の扶養親族がいる方。 ◆ 夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が不明の方	270,000	260,000

勤労学生控除(申告書⑤) 添付書類(学生証の写しなど)

あなたが学生であり、令和6年1月1日から12月31日までの合計所得金額が75万円以下、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下である場合に適用できる控除です。

【控除額】 所得税:27万円 住民税:26万円

社会保険料控除(申告書⑥) 添付書類(控除証明書、領収書など)

あなたや、生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料がある場合に適用できる控除です。

※ あなた以外が受け取る年金から天引き(特別徴収)されている、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料はあなたの控除の対象にはなりません。

【控除額】 支払った社会保険料の金額

【対象】 健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料など

小規模企業共済等掛金控除(申告書⑦) 添付書類(控除証明書など)

小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く)に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、条例に規定する心身障害者扶養共済を支払った場合に適用できる控除です。

【控除額】 支払った掛金の金額

生命保険料控除(申告書⑧) 添付書類(保険会社が発行する控除証明書)

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合に適用できる控除です。

【計算方法】 下記表のイ+ロ+ハ(ただし、住民税側の限度額は7万円です。)

一般の生命保険料	A 支払った新生命保険料等の合計額 (平成24年1月1日以後契約) 円	Aの金額を計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 円	① (所得税:最高40,000円) (住民税:最高28,000円) 円	③(①+②) ③の合計額の最高金額は 所得税:最高40,000円 住民税:最高28,000円 円
	B 支払った旧生命保険料等の合計額 (平成23年12月31日以前契約) 円	Bの金額を計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 円	② (所得税:最高50,000円) (住民税:最高35,000円) 円	イ = ②と③のいずれか大きい金額 円
介護医療保険料	C 支払った介護医療保険料額 円	Cの金額を計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 円		□ (所得税:最高40,000円) (住民税:最高28,000円) 円
個人年金保険料	D 支払った新保険料等の合計額 (平成24年1月1日以後契約) 円	Dの金額を計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 円	④ (所得税:最高50,000円) (住民税:最高35,000円) 円	⑥(④+⑤) ⑥の合計額の最高金額は 所得税:最高40,000円 住民税:最高28,000円 円
	E 支払った旧生命保険料等の合計額 (平成23年12月31日以前契約) 円	Eの金額を計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 円	⑤ (所得税:最高50,000円) (住民税:最高35,000円) 円	ハ = ⑤と⑥のいずれか大きい金額 円

所得税控除額 (適用限度額:120,000円)	住民税控除額 (適用限度額:70,000円)
----------------------------	---------------------------

計算式Ⅰ(新保険料用)			
~20,000	=	支払額	~12,000 = 支払額
20,001~40,000	=	支払額×0.5+10,000	12,001~32,000 = 支払額×0.5+6,000
40,001~80,000	=	支払額×0.25+20,000	32,001~56,000 = 支払額×0.25+14,000
80,001~	=	一律 40,000	56,001~ = 一律 28,000

計算式Ⅱ(旧保険料用)			
~25,000	=	支払額	~15,000 = 支払額
25,001~50,000	=	支払額×0.5+12,500	15,001~40,000 = 支払額×0.5+7,500
50,001~100,000	=	支払額×0.25+25,000	40,001~70,000 = 支払額×0.25+17,500
100,001~	=	一律 50,000	70,001~ = 一律 35,000

地震保険料控除(申告書⑨) 添付書類(保険会社が発行する控除証明書)

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合に適用できる控除です。

【計算及び記入方法】

下記表を参照して、控除額を記入してください。

控除の種類		所得税控除額	住民税控除額
地震保険料控除	①全てが地震等損害により保険金(共済金)が支払われる損害保険契約	支払額 (最高 50,000)	支払額×0.5 (最高 25,000)
	②下記に該当する旧長期損害保険料の金額の合計	~10,000 = 支払額	~5,000 = 支払額
		10,001 ~ 20,000 = 支払額×0.5 + 5,000	5,001 ~ 15,000 = 支払額×0.5 + 2,500
	● H18年12月31日までに締結した契約で満期返戻金等があり期間が10年以上のもの	20,001~ = 15,000	15,001~ = 10,000
①と②がある場合 ※1本の契約の場合はどちらか一方		①と②の合計 (最高 50,000)	①と②の合計 (最高 25,000)

基礎控除(申告書⑩)

添付書類(なし)

合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除です。
【控除額】 下記表を参照してください。

合計所得金額	基礎控除の額	
	所得税	住民税
2,350万円以下	580,000	430,000
2,350万円超 2,400万円以下	480,000	430,000
2,400万円 超 2,450万円以下	320,000	290,000
2,450万円 超 2,500万円以下	160,000	150,000
2,500万円 超	適用なし	

医療費控除(申告書⑫)

添付書類(医療費控除の明細書)

あなたや、生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費や対象医薬品の購入額が、一定の金額以上ある場合に適用できる控除です。記入方法については、記入例をご覧ください。

① 従来の医療費控除

【計算方法】

総所得金額等	医療費控除額 (最高200万円)
200万円未満	(その年中に支払った医療費の総額－保険金などで補填される金額)－総所得金額等の5%
200万円以上	(その年中に支払った医療費の総額－保険金などで補填される金額)－10万円

※ 対象になる医療費については次ページに例を記載しておりますのでご参照ください。

②セルフメディケーション税制

適正な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他親族のためにスイッチOTC医薬品(例:薬局などで購入したレシートに記載があるもの)を購入した場合に適用できる控除です。

【計算方法】

(対象医薬品購入額-12,000円)※限度額88,000円

注意 点

- 申告には必ず「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の医療費控除の明細書」が必要です。領収書での申告は受付できません。
- 領収書は5年間、ご自宅で保存してください。
- 医療費控除は税額の負担を軽くするためのもので、支払った医療費が返ってくるものではありません。
- ①の医療費控除と②のセルフメディケーション税制はいずれか一方のみ適用できます。

※ 医療費控除の対象となる一例

区分	対象の医療費（例）	対象外の医療費（例）
通院・入院	- 医師に支払った診療費や治療費 - 柔道整復師や鍼灸師などによる治療を目的とした施術費用 - 入院したときの食事費や部屋代 - コルセットや松葉杖などの医療用器具の購入費 - 通院にかかる交通費や公共交通機関が使えない場合などのタクシー代	- 柔道整復師や鍼灸師などによる治療に直接関係のない施術の費用 - 治療を受けるために通常必要ではなく、自己都合による個室の差額ベット代 - 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金
医薬品	治療や療養に必要な医薬品を購入したときの費用	病気予防や健康増進、美容目的で購入したビタミン剤やサプリメント
歯科費用	虫歯の治療や治療を目的とした矯正費用	美容目的の矯正費用
出産費用	- 妊娠してからの検査・定期健診や通院の費用 - 助産師による分娩の介助にかかった費用	手伝いに来た親族に対して支払った謝礼

寄附金控除(裏面の(5)寄附金に関する事項)
添付書類(寄附金の受領書、領収書など)

前年中に対象となる寄附金を支払った場合適用できる控除です。

【記入方法】

裏面の(5)寄附金に関する事項に寄附先と金額を記入してください。

- 都道府県、市町村分
総務省による指定を受けた地方団体への寄附(ふるさと納税)です。
- 条例指定分
中津市又は大分県が、条例により指定している団体等への寄附です。市及び県の両方が指定している場合は、両方の欄に金額を記入してください。

ふるさと納税が反映されない場合があります

- 市県民税の申告を行うとワンストップ特例は適用されません。
- 寄附金の税額控除の適用を受けるには、申告書を提出する際に全ての寄附金の領収書、証明書の添付が必要です。
- 市県民税の申告では、所得税の控除は受けられません。所得税分の控除を受けるには、所得税の確定申告にて全ての寄附金分を申告する必要があります。